

< 評論 >

オリンピックとレクリエーション

師岡文男¹

Olympic Movement and Recreation

Fumio Morooka¹

「スポーツを通じて幸福で豊かな生活を営むことは、全ての人々の権利である」を前文に掲げたスポーツ基本法が2011年に制定され、2020年には東京で再びオリンピック・パラリンピック競技大会が開催されることになった。いままで、オリンピックはエリート競技者だけの世界であり、レクリエーションとは違う世界と思われてきたが、それは大きな間違いである。『オリンピック憲章』(2013年改定)には「スポーツをすることは人権の1つである。すべての個人はいかなる種類の差別も受けることなく、オリンピック精神に基づき、スポーツをする機会を与えられなければならない」(日本オリンピック委員会(JOC)訳)とオリンピックの根本原則が記されており、「スポーツ・フォー・オールの実現」が国際オリンピック委員会(IOC)の役割として明記されている。オリンピック競技大会は、その目標の実現のために世界中の人々の関心を集めるためのシンボリックイベントなのである。IOCが2014年11月に決議した中長期改革「オリンピック・アジェンダ2020」の提言6-2で、30歳以上あれば誰でも参加できるワールド・マスターズ・ゲームズをオリンピック競技大会の後に同じ開催地で開催することを検討することを記していることも、そのことを明確に示している。

そもそも、sportの語源は、紀元前5世紀頃のdeportareというラテン語であり、「普段と違うところに心と身体を運ぶ」という意味である。国語辞典や英和辞書に「運動競技」や「遊戯・競争・肉体的鍛錬の要素を含む身体運動の総称」の他に、「気晴らし」「慰み」「暇つぶし」「ふざける」など

の意味が記されていることを知る人は少ないであろう。正に「レクリエーション」と同じ意味をもつ言葉なのである。IOCが承認しているスポーツの中には「チェス」や「ブリッジ」が入っており、身体能力ではなく頭脳を競う「マインドスポーツ」というジャンルが存在しているのである。IOCも加盟しているアジア・オリンピック評議会(OCA)が主催するアジア・インドア・マーシャルアーツゲームズの競技のなかにチェスや囲碁が入っていることも「スポーツが嫌いな人はそもそも存在しない」ことを示しており、競技として楽しむことも、勝敗にこだわらずに楽しむこともスポーツであり、レクリエーションなのである。

「参加することに意義がある」というクーベルタンの言葉も、オリンピック憲章第57条に「IOCとOCOG(五輪競技大会組織委員会)はいかなる国別世界ランキング表も作成してはならない」と記されていることも、オリンピックが世界一を競う競技大会でありながら、勝利至上主義や国粹主義に陥ることを戒め、「人間の尊厳の保持に重きを置く平和な社会」を目指すことを目的としていることを明らかにしている。

こうしたオリンピック本来の目的の実現を支援するために、1932年ロスアンゼルス五輪の1週間前に第1回世界レクリエーション会議が開催され、1964年東京五輪の前にも同会議が京都・奈良で開催されている。

2020年東京五輪のレガシーの1つとして掲げられている、週1度スポーツする成人人口を65%(東京都は70%)にすることも、日本国民がオリンピックとレクリエーション、スポーツと

レクリエーションの関係を正しく認識することが鍵になると思われる。

<参考資料>

オリンピック憲章（2013年9月9日から有効）

<オリンピズムの根本原則>

1. オリンピズムは肉体と意志と精神のすべての資質を高め、バランスよく結合させる生き方の哲学である。オリンピズムはスポーツを文化、教育と融合させ、生き方の創造を探求するものである。その生き方は努力する喜び、良い模範であることの教育的価値、社会的な責任、さらに普遍的で根本的な倫理規範の尊重を基盤とする。
2. オリンピズムの目的は、人間の尊厳の保持に重きを置く平和な社会を奨励することを目指し、スポーツを人類の調和の取れた発展に役立てることにある。
3. オリンピック・ムーブメントは、オリンピズムの価値に鼓舞された個人と団体による、協調の取れた組織的、普遍的、恒久的活動である。その活動を推し進めるのは最高機関のIOCである。活動は5大陸にまたがり、偉大なスポーツの祭典、オリンピック競技大会に世界中の選手を集めるとき、頂点に達する。そのシンボルは5つの重なり結びつく輪である。
4. スポーツをすることは人権の1つである。すべての個人はいかなる種類の差別も受けることなく、オリンピック精神に基づき、スポーツをする機会を与えられなければならない。オリンピック精神においては友情、連帯、フェアプレーの精神とともに相互理解が求められる。
5. スポーツ団体はオリンピック・ムーブメントにおいて、スポーツが社会の枠組みの中で営まれることを理解し、自律の権利と義務を持つ。自律には競技規則を自由に定め管理すること、自身の組織の構成と統治について決定すること、外部からのいかなる影響も受けずに選挙を実施する権利、および良好な統治の原則を確実に適用する責任が含まれる。

6. 人種、宗教、政治、性別、その他の理由による、国または個人に関する差別はいかなる形態であれ、オリンピック・ムーブメントと相容れない。
7. オリンピック・ムーブメントの一員となるには、オリンピック憲章の遵守およびIOCによる承認が必要である。

<第57条 入賞者名簿>

IOCとOCOGは国ごとの世界ランキングを作成してはならない。OCOGは各種目のメダル獲得者と、賞状を授与された選手の氏名を記す入賞者名簿を作成し、メダル獲得者の氏名をメインスタジアム内の目立つところに、恒久的に展示するものとする。

<IOCの使命と役割>

IOCの使命は世界中でオリンピズムを奨励し、オリンピック・ムーブメントを主導することである。

IOCの役割は以下の通りである。

1. スポーツにおける倫理の重要性和優れた統治、またスポーツを通じた青少年教育を奨励し支援することである。さらに、スポーツにおけるフェアプレー精神の確立および暴力の撲滅に向けて努力する。
2. スポーツと競技大会の組織運営、発展および調整を奨励し支援する。
3. オリンピック競技大会の定期的な開催を保証する。
4. スポーツを人類に役立て、平和を推進するため、権限を有する公的または私的な組織および行政機関と協力する。
5. オリンピック・ムーブメントの結束を強め、その独立性を守り、スポーツの自律性を保護するために行動する。
6. オリンピック・ムーブメントに影響を及ぼす、いかなる形態の差別にも反対し、行動する。
7. 男女平等の原則を実践するため、あらゆるレベルと組織において、スポーツにおける女性の地位向上を奨励し支援する。
8. スポーツにおけるドーピングに反対する戦いを主導する。

9. 選手への医療と選手の健康に関する対策を奨励し支援する。
10. スポーツと選手を政治的または商業的に不適切に利用することに反対する。
11. スポーツ団体および公的機関による、選手の社会的、職業的将来を整える努力を奨励し、支援する。
12. スポーツ・フォア・オールの発展を奨励し支援する。
13. 環境問題に対し責任ある関心を持つことを奨励し支援する。またスポーツにおける持続可能な発展を奨励する。そのような観点でオリンピック競技大会が開催されることを要請する。
14. オリンピック競技大会の有益な遺産を、開催国と開催都市が引き継ぐよう奨励する。
15. スポーツと文化および教育を融合させる活動を奨励し支援する。
16. 国際オリンピック・アカデミー（IOA）の活動およびオリンピック教育に取り組むその他の機関の活動を奨励し支援する。